

千葉県青少年健全育成条例

昭和三十九年十一月一日
条例第六十四号

改正	昭和四六年一〇月二五日条例第六二号	昭和五七年一二月二三日条例第三八号
	昭和五九年一二月一四日条例第三四号	昭和六〇年一二月二三日条例第三三号
	昭和六〇年一二月二三日条例第三六号	平成 四年 三月二六日条例第一六号
	平成 六年 三月二九日条例第八号	平成 七年一〇月一三日条例第五七号
	平成 八年一〇月一五日条例第三一号	平成一〇年一二月二二日条例第四七号
	平成一一年一〇月一九日条例第四二号	平成一三年一二月二一日条例第六二号
	平成一四年 三月二六日条例第一九号	平成一七年 二月二二日条例第二二号
	平成一七年 七月二二日条例第五六号	平成二一年 三月 六日条例第一九号
	平成二二年 九月二四日条例第四二号	平成二三年一二月二七日条例第四九号
	平成二七年一二月二五日条例第六九号	平成三〇年 三月二三日条例第一九号
	令和 二年 三月二三日条例第一九号	令和 四年 三月二五日条例第七号

千葉県青少年健全育成条例

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	優良興行及び優良図書等の推奨（第七条）
第三章	健全育成を阻害するおそれのある行為の防止（第八条—第二十三条の四）
第三章	の二 インターネットの適切な利用のための環境の整備（第二十三条の五—第二十三条の十一）
第四章	協議会への諮問（第二十四条）
第五章	雑則（第二十五条—第二十七条）
第六章	罰則（第二十八条—第三十条）
附則	
第一章	総則
	追加〔平成六年条例八号〕
	（目的）
第一条	この条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とする。
	（条例の解釈適用）
第二条	この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の権利と自由を不当に制限するようなことがあつてはならない。
	（県民の責務）
第三条	すべて県民は、青少年の自主的な活動を助長し、青少年のための健全な環境をつくり、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければならない。
	（県の任務）
第四条	県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を行なうものとする。
一	青少年の組織する自主的な団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の活動に対する指導及び援助
二	青少年の体育、娯楽、語り合い、研修等のための施設の新設及び整備
三	地域社会において青少年の指導及び育成に協力する者の確保及び養成
四	公共的団体の行なう前各号に掲げる行為に対する指導及び援助
	（市町村の協力）
第五条	市町村は、青少年の健全な育成を図るため、前条に掲げる県の行なう施策に協力するよう努めるものとする。
	（定義）
第六条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一	青少年 小学校就学の始期から十八歳に達するまでの者をいう。
二	興行 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を、公衆に見せ、又は聞かせることをいう。
三	図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映写フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
四	特定玩具等 性的感情を刺激する玩具その他の物品及び人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある玩具その他の器具をいう。
五	自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
六	自動販売業者等 自動販売機等による図書等又は特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者をいう。
七	広告物 公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
八	電話異性紹介営業 専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下この号において同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、

(有害玩具等の指定及び販売又は貸付けの禁止)
第十条 青少年に有害玩具等として指定するもの(有害玩具等の指定及び販売又は貸付けの禁止)は、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、これれを青少年に有害玩具等として指定するおそれがあると認めるときは、当該規定を準用する。この場合において、第九条第三項の規

- 一 著しく性的感情を刺激するもの
 - 二 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するもの
 - 二 特定の玩具等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても有害玩具等として指定するもの
 - 一 下着の形状をした玩具
 - 二 着用した下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他のものに収納されている物品
 - 三 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 3 特定の玩具等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に有害玩具等の販売又は貸付けをしてはならない。
- 4 何人も、青少年に対し、有害玩具等を所持させないように努めなければならない。

(自動販売機等の設置)
第十条 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等ごとに、第十五条第二項の規定による有害図書等又は有害玩具等と撤去の措置を自ら直ちに執ることができない場合においては、当該自動販売業者等に代わつてその措置を執ることができない者を自動販売機管理者又は自動貸出機管理者(以下「自動販売機管理者」という。)として置かなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)
第十四条 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等ごとにあらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 自動販売業者等の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに住所事務所の所在地及び電話番号)
- 二 自動販売機等の設置場所
- 三 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名及び住所
- 四 前条の規定により、自動販売機管理者等を置く場合は、当該自動販売機管理者等の氏名、住所及び電話番号

五 自動販売機等の設置する年月日
六 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
七 自動販売機等の種類
2 前項の規定による届出をした自動販売業者等(次項及び第四項において「届出業者」という。)は、当該届出に係る同項第二号に掲げる事項について変更をしようとするときはあらかじめ届出の係同項第一号、第三号、第四号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは届出の係同項第一号、第三号、第四号又は第六号に掲げる事項について変更を知らなければならない。

3 届出業者は、届出た自動販売機等の設置を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を知事に届出なければならない。

4 届出業者は、届出た自動販売機等の設置した場合は、直ちに、第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項を当該自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

5 前項の規定は、第二項の規定による届出をした自動販売業者等について準用する。

(自動販売機等への有害図書等及び有害玩具等の収納の禁止)
第十五条 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等に有害図書等及び有害玩具等を収納してはならない。

- 2 自動販売業者等又は自動販売機管理者等は、当該自動販売業者等の設置する自動販売機等に収納されている図書等又は特定玩具等が有害図書等又は有害玩具等に指定されたときは、直ちに、当該図書等又は特定玩具等を撤去しなければならない。
- 3 知事は、有害図書等又は有害玩具等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売機等の設置場所を提供する者に対し、必要な勧告をすることができる。

(自動販売機等に係る営業に関する図書等の陳列等の制限)
第十五条 自動販売業者等は、自動販売機等に係る営業に関し、図書等を陳列し、掲出し、又は表示しようとするときは、当該部分が見えるように陳列し、掲出し、又は表示してはならない。

- 2 知事は、自動販売業者等が前項の規定に違反して図書等を陳列し、掲出し、又は表示していることを認めるときは、その者に対し、当該図書等の陳列、掲出又は表示の方法の変更を勧告することができる。

(適用除外)
第十六条 第十三条から前条までの規定は、次の各号に掲げる場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

- 一 下風俗営業法(以下「風俗営業法」という。)の規定により青少年を客として入場させることが禁止されている場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)の屋内で、かつ、外部から図書等又は特定玩具等の購入又は借受けをすることができない場所
- 二 屋内で、かつ、青少年が有害図書等又は有害玩具等の購入又は借受けをすることがないよう適正に管理するたため者が配置されている場所

三 前各号に掲げるもののほか、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

追加〔令和二年条例一九号〕

第二十条 何人も、青少年に對し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段により、自己の性的欲望を満足させるための対象として扱つておるとし、か認められぬ風俗営業法第二十六条第一号から第三号まで又は第七項第一号に規定する営業に

2 何人も、風俗営業法第二十六条第一号から第三号まで又は第七項第一号に規定する営業に

又は見せしめをしない。〔平成十七年条例二二二号〕

第二十一条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（次条第二項に規定する風俗営業、風俗営業法第三十二条第一項に規定する飲食店、喫茶店、その他設備を設けて客に飲食用、

に於いて「旅館業」という。）の型、風俗営業法第三十二条第一項に規定する飲食店、喫茶店、その他設備を設けて客に飲食用、

2 何人も、有害行為が行われ、又はその周旋をしてはならない。

一部改正〔昭和四十六年条例六二二号・五十七年三八号・五十九年三四号・六〇年三六号・平成六年八号・八年三一〇号・一〇年四七号・一三年六二二号・一七年二二二号〕

（旅館業者の通知義務）

第二十二條 旅館業を営む者は、客として宿泊した青少年が明らかに保護を要すると認められるときは、速やかに警察官に通知しなければならない。

（深夜外出の制限）

第二十三條 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後十一時から翌日の午前四時まで）以下同様。）に外出させないように努めなければならない。

第二十三條 何人も、威迫し、若しくは欺く等不当な手段により、又は保護者の委託若しくは承認その他の正当な理由なく、深夜に、青少年を連れ出し、同伴してはいかひなし、又はとどめてはならない。

追加〔平成十七年条例二二二号〕

（深夜に於ける入場の禁止等）

第二十三條 三客以上の客を入場させない。営業を営む者は、当該営業を営む施設に深夜において青少年を客として三客以上の客を入場させない。客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業

2 区画前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において当該営業を営む場合は、当該営業を営む施設に表示

追加〔平成十七年条例二二二号〕、一部改正〔平成二十一年条例一九号〕

（立入調査等）

第二十三條 四 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、当該職員をして、営業時間内から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げないようにするものとする。

3 当該職員が第一項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

追加〔平成二十三年条例四九号〕

第三章の二 インターネットの適切な利用のための環境の整備

追加〔平成二十三年条例四九号〕

（定義）

第二十三條 五 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）をいう。

二 保護者 法第二条第二項に規定する保護者をいう。

三 青少年有害情報 法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。

四 一 携帯電話インターネット接続事業者 法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続事業者をいう。

五 青少年有害情報フィッシング フトウェア 法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィッシングソフトウェアをいう。

六 青少年有害情報フィッシングサービス 法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィッシングサービスをいう。

七 携帯電話インターネット接続事業者等 法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続事業者等をいう。

追加〔平成三十年条例一九号〕

（インターネット接続機器の管理に係る保護者の責務）

第二十三條 五の二 青少年が当該機器を使用して青少年有害情報の閲覧又は視聴をすることがないよう努めなければならない。

追加〔平成二十三年条例四九号〕、一部改正〔平成三十年条例一九号〕

（携帯電話インターネット接続事業者等の保護者等に対する書面交付義務等）

第二十三條 六 携帯電話インターネット接続事業者等が法第十四条の規定により行う説明は、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

一 法律第十條各号に掲げる事項を記載し、書面を交付する方法
二 法第百四十四号に掲げる事項を電子情報処理組
織するに当たっては、携帯電話インテ一
二 ネットを使用する場合は、保護者が適切に監督する
三 前項の規定は、保護者が適切に監督する
四 前項の規定は、保護者が適切に監督する

三 前項の規定は、保護者が適切に監督する
四 前項の規定は、保護者が適切に監督する
五 前項の規定は、保護者が適切に監督する
六 前項の規定は、保護者が適切に監督する

七 前項の規定は、保護者が適切に監督する
八 前項の規定は、保護者が適切に監督する
九 前項の規定は、保護者が適切に監督する
十 前項の規定は、保護者が適切に監督する

十一 前項の規定は、保護者が適切に監督する
十二 前項の規定は、保護者が適切に監督する
十三 前項の規定は、保護者が適切に監督する
十四 前項の規定は、保護者が適切に監督する

十五 前項の規定は、保護者が適切に監督する
十六 前項の規定は、保護者が適切に監督する
十七 前項の規定は、保護者が適切に監督する
十八 前項の規定は、保護者が適切に監督する

年四九号]

第二十六条 削除
〔平成二三年条例四九号〕

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成六年条例八号〕

第六章 罰則

追加〔平成六年条例八号〕

(罰則)

第二十八条 第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第二十条第三項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第二十条第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十条第五項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

二 第二十条第六項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

三 第二十条第七項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金又は科料に処する。

四 第二十条第八項の規定に違反した者は、二千円以下の罰金又は科料に処する。

五 第二十条第九項の規定に違反した者は、千円以下の罰金又は科料に処する。

六 第二十条第十項の規定に違反した者は、五百円以下の罰金又は科料に処する。

七 第二十条第十一項の規定に違反した者は、二百五十円以下の罰金又は科料に処する。

八 第二十条第十二項の規定に違反した者は、百円以下の罰金又は科料に処する。

九 第二十条第十三項の規定に違反した者は、五十円以下の罰金又は科料に処する。

十 第二十条第十四項の規定に違反した者は、二十円以下の罰金又は科料に処する。

十一 第二十条第十五項の規定に違反した者は、十円以下の罰金又は科料に処する。

十二 第二十条第十六項の規定に違反した者は、五円以下の罰金又は科料に処する。

十三 第二十条第十七項の規定に違反した者は、二円以下の罰金又は科料に処する。

十四 第二十条第十八項の規定に違反した者は、一円以下の罰金又は科料に処する。

十五 第二十条第十九項の規定に違反した者は、五十円以下の罰金又は科料に処する。

十六 第二十条第二十項の規定に違反した者は、三十円以下の罰金又は科料に処する。

十七 第二十条第二十一項の規定に違反した者は、二十円以下の罰金又は科料に処する。

十八 第二十条第二十二項の規定に違反した者は、十円以下の罰金又は科料に処する。

十九 第二十条第二十三項の規定に違反した者は、五円以下の罰金又は科料に処する。

二十 第二十条第二十四項の規定に違反した者は、二円以下の罰金又は科料に処する。

二十一 第二十条第二十五項の規定に違反した者は、一円以下の罰金又は科料に処する。

二十二 第二十条第二十六項の規定に違反した者は、五十円以下の罰金又は科料に処する。

二十三 第二十条第二十七項の規定に違反した者は、三十円以下の罰金又は科料に処する。

二十四 第二十条第二十八項の規定に違反した者は、二十円以下の罰金又は科料に処する。

二十五 第二十条第二十九項の規定に違反した者は、十円以下の罰金又は科料に処する。

二十六 第二十条第三十項の規定に違反した者は、五円以下の罰金又は科料に処する。

二十七 第二十条第三十一項の規定に違反した者は、二円以下の罰金又は科料に処する。

二十八 第二十条第三十二項の規定に違反した者は、一円以下の罰金又は科料に処する。

二十九 第二十条第三十三項の規定に違反した者は、五十円以下の罰金又は科料に処する。

三十 第二十条第三十四項の規定に違反した者は、三十円以下の罰金又は科料に処する。

三十一 第二十条第三十五項の規定に違反した者は、二十円以下の罰金又は科料に処する。

三十二 第二十条第三十六項の規定に違反した者は、十円以下の罰金又は科料に処する。

三十三 第二十条第三十七項の規定に違反した者は、五円以下の罰金又は科料に処する。

三十四 第二十条第三十八項の規定に違反した者は、二円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関して前条第二項から第四項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

一部改正〔昭和六〇年条例三六号・平成四年一六号・六年八号・八年三十一号・一三年六二号・一七年二二号・二一年六二号・一七年二二号〕

(免責)

第三十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。ただし、営業に関し成年者同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

追加〔昭和六〇年条例三六号〕、一部改正〔平成六年条例八号・一七年五六号〕

附則

1 この条例は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 夜間における児童の保護に関する条例（昭和二十三年千葉県条例第百三十三号）は、廃止する。

3 この条例の施行前にした夜間における児童の保護に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十六年十月二十五日条例第六十二号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十八号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に図書類を販売するために自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、改正後の千葉県青少年健全育成条例第十条の四第一項に規定する届出を、昭和五十八年四月三十日までに行わなければならない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年十二月十四日条例第三十四号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（昭和六十年十二月二十三日条例第三十三号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。（後略）

附則（昭和六十一年十二月二十三日条例第三十六号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（平成四年三月二十六日条例第十六号）

(施行期日)

1 この条例は、平成四年五月六日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成六年三月二十九日条例第八号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成六年七月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）の第六号に規定する特定がん具等を販売するために、当該自動販売機について、平成六年七月三十一日までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ改正前各号の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正前の条例」という。）第七条に規定する一 図書類を収納する自動販売機 改正後の条例第十四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項を掲げる。二 前号に規定する自動販売機以外の自動販売機 改正後の条例第十四条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項
- 3 前項の規定による届出（同項第一号の規定による届出にあっては、当該届出に係る改正前の条例第十条の四の規定による届出を含む。）は、改正後の条例第十四条第一項の規定による届出とみなして、同条の規定を適用する。
- 4 改正後の条例第十条第二項又は第十二条第二項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成七年十月十三日条例第五十七号）
この条例は、平成七年十月十八日から施行する。
附則（平成八年十月十五日条例第三十一号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）の第六号に規定する特定がん具等を貸し付けるために、自動販売業者等については、改正後の条例第十四条第一項に規定する自動販売業者等とみなして、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 3 前項の規定による届出を適用する者については、平成九年六月三十日までは、改正後の条例第十五条第一項の規定は、適用しない。
- 4 「テレホンクラブ等営業」というものを営もうとする者については、改正後の条例第十八条の三第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者として、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用することとする。この場合において、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。
- 5 この条例の施行の際現に設けられているテレホンクラブ等営業に係る営業所については、平成九年三月三十一日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十八条の三第一項の規定による届出をした場合）にあっては、平成十年十二月三十一日）までは、改正後の条例第十八条の四第一項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第六条第七号に規定する広告物については、平成九年三月三十一日までは、改正後の条例第十八条の六第一項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に改正後の条例第六条第九号に規定する利用カードが収納されている自動販売機については、平成九年六月三十日までは、改正後の条例第十八条の九第一項の規定は、適用しない。
- 8 改正後の条例第十八条の四第一項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十年十二月二十二日条例第四十七号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。
附則（平成十一年十月十九日条例第四十二号）
この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日〔平成十一年一月一日〕から施行する。
附則（平成十三年十二月二十一日条例第六十二号）
この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。（平成十三年一月二日政令四一七号により、平成十四年四月一日から施行）
附則（平成十四年三月二十六日条例第十九号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十四年七月一日から施行する。
（千葉県行政組織条例の一部改正）
- 2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附則（平成十七年二月二十二日条例第二十二号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十七年九月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十七年七月二十二日条例第五十六号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成二十一年三月六日条例第十九号）

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）の第六第一号に規定する出会い喫茶等営業を営もうとする者については、改正後の条例第十八条の五第一項の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二十一年六月一日までに」とする。
附則（平成二十二年九月二十四日条例第四十二号）
この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。
附則（平成二十三年十二月二十七日条例第四十九号）
この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。
附則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十九号）
- (施行期日)
- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成三十年三月二十三日条例第十九号）
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
附則（令和二年三月二十三日条例第十九号）
この条例は、令和二年七月一日から施行する。
附則（令和四年三月二十五日条例第七号抄）
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- (千葉県青少年健全育成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされる者は、第二条の規定による改正後の千葉県青少年健全育成条例第六条第一号に掲げる青少年には含まないものとする。